

世界労連の社会保障に関する 決議

労働者の最大の国際組織としての世界労働組合連盟WF TUは、労働組合運動の国際的活動を推進させるなかで社会保障に独自の意見を持ち、すでに61年12月にモスクワで開かれたその第5回大会で「社会保障憲章」を採択しており、これが社会保障発展のための労働組合運動の国際的指針を明らかにしていることは広く知られているところである。

ところで、話しはやや古くなるが、69年10月17日から26日までハンガリーのブタペストでその第7回大会が開催され、社会保障に関する決議が採択された。ISSAのInternational Social Security Reviewの最新号はその決議の内容をとりあげているので、一つの資料として以下にこれを紹介しよう。

経済的にあるいは政治的にいろいろな特徴をもつ各国においては、状況が大きく異な

っているにもかかわらず、社会保障を求めようとするある本質的な願望がすべての国に共通なものとなっている。先進資本主義国では、労働者とその家族の社会的願望をわりあい完全に満足させるような基礎がすでに確立しているが、発展途の諸国に関しては、社会保障制度の創設と発展が、とりわけそれら諸国の国民経済の発展いかにかかっており、相当な努力と国際的連帯の強化を必要としている。

これら諸国の労働組合の主要な願望のなかにあるものは、まずすべての労働者に、そしてその他の人口部門に、国籍、信条、宗教、人種、性別および年齢についての差別なしに、できるだけ完全な社会保障制度を段階的に発展させる必要があるということである。現在とくに、農業労働者、家事労働者、季節労働者、家族従業員、零細企業労働者などに存在

する差別扱いはすべて除去されなければならない、さらに段階的に零細農民、自営農、職人自由業者なども社会保障制度に包括されなければならない。そして最終的目標は、公的扶助および共済組合などを一つの包括的な国家的社会保障制度へ次第に置き替えていくことでなければならない。

このような社会保障制度はすべての社会的リスクをカバーするものでなければならない、疾病、出産、家族手当、廃疾、老齢、遺族、労働災害、職業病、および失業などの伝統的諸部門からはじめて、段階的にすべての社会権を包括するものとしなければならない。職業上の安全・衛生、災害防止、職業更生センターの開発、労働権、適正保証賃金、有給休暇の拡張、賃金の喪失をとまなわない労働時間の短縮、住宅、およびレジャーと余暇の利用などに関する保護を拡大し、改善するための努力がなされなければならない。

社会保障制度の設置に当たっては、事後的補償措置と同時に、予防措置のために最大限の規定が置かれるべきである。このために諸種の機関が設けられるべきであり、かつ作業

場およびその他の場所での労働者の健康保護の観点から継続的な監督と指導がおこなわれなければならない。

急速な技術の発展、機械化、オートメーション化、および新しい生産方法の採用の結果、新しいリスクが現われ、労働災害の数とタイプを増加させ、そして新しい職業病の発生をもたらしつつある。使用者と政府はこれらのリスクを減少させるための十分に有救な措置をとるよう要請される。労働組合はいまや、合理化とオートメーション化がすすめられるなかにあって、労働者の健康と生命を守るために行動しなければならない。また、これらの諸問題の担当者や専門家の訓練のためのより強力な措置をとるべき緊急な一般的必要性も認められる。

ヨーロッパ諸国においては労働者と労働組合が、雇用から発生するあらゆる事故や職業病防止の達成に努力をつづけていることを想定しなければならない。この目的のため、彼等労働者と労働組合は法律やその付則一覧表から、ある種の労働災害や数多くの職業病を排除している諸規定を、次第に取り除こうと

している。

開発途上の諸国におけると同じく、先進資本主義諸国におけるもう一つの重要な要求は、かなりの生活水準を確保するに十分な社会保障給付を求めようとしていることである。各種の給付は一般に上げられるべきであり、生計費、賃金の伸びに定期的に調整され、労働者とその家族のより完全な満足のためにつねに調整されなければならない。給付の評価に当たっては、スライド制の導入、金銭給付または現物給付の定時改定など、各種の手段がとられなければならない。

構造的変化には、適切なる制度(国民保健サービスや社会保障機関)をもって対処されなければならない。それによって労働者および人民大衆のための健康の保護が、治療、薬剤投与および入院加療を含む完全かつ無料医療制によって確保されなければならない。

社会保障の財源は、労働者の「拠出」ではなく、使用者または国、あるいはこれらの両者の組合わせでまかなわれなければならない。現在労働者の拠出がみられるところでは、それは一時的なものとして考え、漸進的に廃止さ

れるべきである。負担は全部社会保障基金によりカバーされなければならない。

社会保障の運営は、労働組合により、あるいは労働組合の参加のもとに労働者およびその他の被保険者代表によっておこなわれるようにあらゆる措置がとられなければならない。このことは、労働組合との協力およびその監督のもとに、あらゆるレベルでおこなわれる運営機関の選挙を通じて確保されることになる。

婦人労働者と子どもたちは特別の保護を受ける権利を有する。社会保障でカバーされる負担と社会的リスクに加えて、労働階級全体に適用されるものとして、婦人労働者は次のような特別の権利をもつものとしなければならない。

—妊娠、分娩、および分娩後にわたる無料医療と労働者の子どものための無料医療からなる特別の保護

—妊娠中、および分娩後における、健康に過重または危険な業務からの解放、ならびに従前賃金のままで比較的軽度の業務につく

権利

一 婦人労働者とその子どもの健康の保護を確保するに十分な期間の産前・産後の休暇、および病気の子どもの看護のための均等な社会保障給付と休暇。一人以上の子どもをもつ母親は、単身の場合に付加手当を受ける資格をもつ

一 通常の生計手段を保障されたまま早期に退職するための特に定められた年齢

国および使用者は、医療職員と訓練を受けた教員をもつ十分な保育所と幼児学校を設置し、これら施設の運営の責任をもつ。

年少労働者に特有の要求は、とくに児童労働の禁止、付加的年次有給休暇、および労働安全確保のための特別の措置を含む。

婦人と年少者のための産業安全および産業衛生に関する国際的な協定、条約、その他の決定は、とくに夜業および有害、過重または危険な業務に関して現に効力をもつ諸規則に完全かつ厳格に適用されなければならない。

特に重要な一つの要求として、外国人移民労働者の権利の強化と社会保障の均等待遇原

則の厳格な適用がある。

各国の労働者および労働組合は一致して外国人労働者のために行動し、国内法が、廃疾および老齢に関する社会保障の拠出金総額の彼ら出身国からの移送を証保するように確保しなければならないものとし、すでに共同市場諸国の労働者が獲得している諸利益を彼らに確保するものとする。

とりわけ強調されなければならないことは、社会保障問題が、組織、未組織のいかんにかかわらず無条件に労働者の支持を受けるものであるということである。このことは、あらゆる国ぐにで労働力の流動化を容易にするための幅広い統一的基礎が存在することを意味している。

これらの要求を満たすためには、例え漸進的、部分的にせよ、社会保障分野での労働者と労働組合の統一的行動を将来において著しく強化していくことがどうしても必要である。

各地域および各大陸に生じている特殊な条件と必要があることを考慮して、労働組合は地域ベースのその活動を強化しなければなら

ない。

開発途上の諸国にみられる困難な事態はいろいろな形態の援助の強化を必要としている。すなわちそれら諸国の労働組合に向けられた技術援助や国際的連帯、経験や代表団の交流、講習会や奨学金制度の組織、社会保障専門家の派遣などである。

定期的な諸会議、総会、およびその他の労働組合の活動に際しては、社会保障に重要な地位が与えられなければならない。とくに地域または各大陸レベルで社会保障に関する講習会やセミナーが開催されるべきであり、経済的または社会的要求の検討に際してはこれらの問題に適切な地位が与えられなければならない。

また、労働組合の機関誌では、社会保障問題の分析やこれに関する労働者の要求に、定期的に大きなスペースが充てられること、ならびにこれについて可能なあらゆる形の宣伝を利用することが不可欠である。

I. S. S. A., *International Social Security Review*, No. 3, 1970. pp. 488-491.

(上村政彦 健保連)